

第 17 号 議 案

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第 5 条 法第89条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、<u>長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号。以下「手数料条例」という。）別表第 1 総務部の表 3 の項に定めるとおりとする。</u>ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(手数料条例の規定の準用)</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>手数料条例第 5 条及び第 6 条の規定は、前条の手数料について準用する。</u></p>	<p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第 5 条 法第89条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、<u>長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第 1 総務部の表 3 の項に定めるとおりとする。</u>ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の2の規定は、施行日以降にされる開示請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第2項の規定により、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）第5条に規定する保有個人情報の開示請求に係る手数料について、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）に定める手数料の不還付及び減免の規定を準用するため、所要の改正を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。